

# 武力攻撃やテロなどから 身を守るために

みえの国民保護



オレンジ色地に青三角形のマークは、  
国民の保護のための措置を行う人や車両などを  
識別するための国際的な特殊標章です。



三重県

## ■はじめに

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模なテロなどに際して、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行されました。

このような事態が発生した場合には、国、県、市町などが連携してその対応にあたることになりますが、特に地方公共団体には警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、救援などさまざまな役割が期待されています。

このパンフレットは、国民保護のしくみや武力攻撃などが発生した際に県民のみなさんがどのように行動すればよいか、普段から何を備えておけばいいのかについて理解を深めていただくために作成したものです。

## ■国民保護とは

国民保護とは、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体や財産を守るためのしくみです。万が一武力攻撃等が起こった場合には、国、県、市町などが協力して、住民の避難や救援、武力攻撃に伴う被害の最小化などの国民保護措置を行います。

三重県では、迅速かつ的確に国民保護措置を実施するため、「国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定)」に基づき、平成18年3月に「三重県国民保護計画」を作成しています。

### 国民保護法 3つの柱



警報が発令  
されました。

避難して  
ください。

警報の発令  
避難の指示  
避難の誘導

#### 避 難



避難施設の提供  
医療の提供  
食品・飲料水の提供  
生活物資の提供  
安否情報の収集・提供

#### 救 援



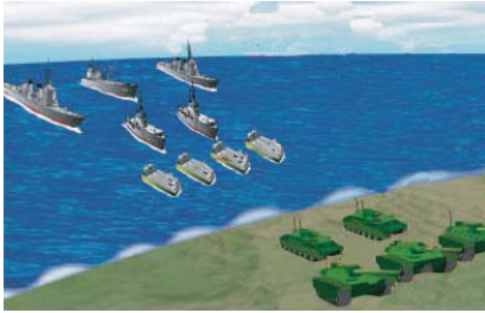
石油コンビナートや  
ダム等の警備・立入制限  
放射性物質などによる  
汚染拡大の防止  
警戒区域の設定  
消火・救急・救助活動

#### 武力攻撃に伴う 被害の最小化

## 県国民保護計画が想定する事態

**武力攻撃事態** 県国民保護計画においては、次に掲げる4類型を対象とします。

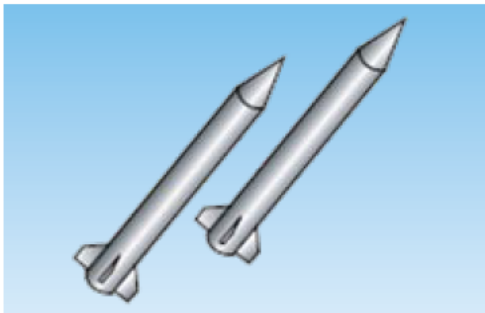
### 着上陸侵攻



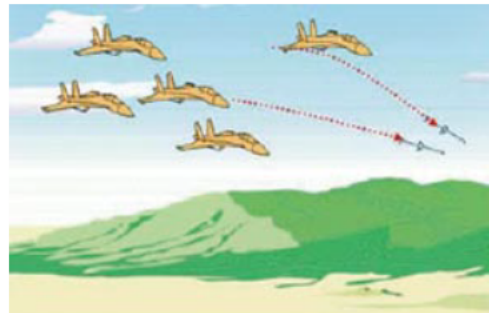
### ゲリラ・特殊部隊による攻撃



### 弾道ミサイル攻撃



### 航空攻撃



**緊急処理事態** 県国民保護計画においては、次に掲げる事態を対象とします。

#### ～攻撃対象施設による分類～

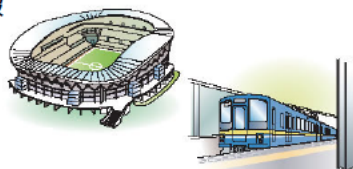
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・石油コンビナートなどの爆破



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破



#### ～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・生物剤や化学剤の大量散布など



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機などによる自爆テロ



## 1 警報が発令されたら



みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、市町から原則として防災行政無線のサイレンでみなさんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生したあるいは発生するおそれがあるのか、それに対してどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容を伝えます。

また、住民のみなさんの避難が必要な地域には、同様の方法で避難を呼びかけます。

### 1) 取っていただきたい行動

#### ①屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



#### ②屋外にいる場合

- 近くの建物に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ないときは、キーをつけたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



## 2) 落ち着いて情報収集に努めましょう



●テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。

## 3) 避難の指示が出されたら

行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難施設への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。



●みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されますので、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

## 2 身の回りで急な爆発が起こったら

みなさんの身の回りで急な爆発が起こった場合は、警報が発令された、されていないに関わらず、以下のことに留意しましょう。

- とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。



### 1) 火災が発生した場合

- できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。
- 口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。



がれき

### 2) 瓦礫に閉じこめられた場合

- 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
- 動き回って粉じんをかき立てないようにしましょう。口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- 自分の居場所を回りに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。

### 3 日頃からの備え

#### ● 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても役立ちます。家族全員で備えましょう。

#### 非常持ち出し品

携帯用飲料水

食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）

貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）

パスポートや運転免許証

#### 緊急用品

ヘルメット、防災ずきん

軍手（厚手の手袋）

懐中電灯

衣類（セーター、ジャンパー類）

下着

毛布

携帯ラジオ・予備電池

マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）

使い捨てカイロ

ウェットティッシュ

筆記用具（ノート、えんぴつ）



小さな子どもが  
いる家庭は  
ミルク・紙おむつ・ほ乳びん



緊急用品として、外傷に対応できる各種用品、常備薬などを備えておく。

さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくといでしょう。

#### 数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

普段使っている物と同じ物を用意しておくとい便利。

飲料水 9リットル（3リットル×3日分）

ご飯（アルファ米） 4～5食分

ビスケット 1～2箱

板チョコ 2～3枚

缶詰 2～3缶

下着 2～3組

衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど



※アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できます。

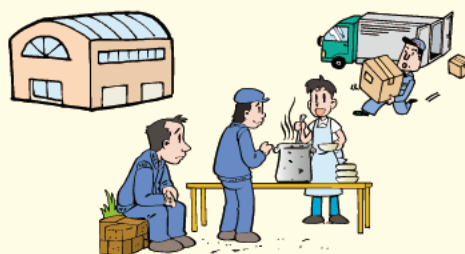
## 4 住民への協力要請

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 三重県国民保護計画では、国民保護法の規定により、避難住民の誘導や避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、保健衛生の確保といった措置を行うために必要があると認める場合には、住民のみなさんに、必要な援助を要請することとしています。
- この場合の要請に当たっては、安全の確保に十分配慮します。
- 住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。

### 1 避難住民の誘導に必要な援助



### 2 避難住民等の救援に必要な援助



### 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助などに必要な援助



### 4 保健衛生の確保の実施に必要な援助



国民保護のしくみに関する詳しい情報は、  
下記のホームページでご覧いただけます。

内閣官房(国民保護ポータルサイト) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁(国民保護) [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)

三重県(みえの国民保護) <http://www.pref.mie.jp/D1BOUSAI/kokuminhogo/index.htm>

平成21年3月

三重県防災危機管理部危機管理総務室

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL : 059-224-2734 FAX : 059-224-2199

E-mail : kikisomu@pref.mie.jp